

## 令和3年度第2回逗子市総合計画審議会 会議概要

日 時：令和3年11月8日（月）18：30～20：35

場 所：逗子市役所5階 第3・4会議室

出席者：

【委員】出石会長、磯部副会長、佐藤成人委員、藤井委員、佐藤英夫委員、  
小川委員、三原委員、田宮委員、藤江委員、山口委員、池谷委員、佐野委員、  
星山委員、中畷委員

【事務局】福井経営企画部長、福本経営企画部担当部長、仁科経営企画部参事、四宮係長、  
上田主事、柿沼主事補（記録）

欠席者：1人（志村委員）

傍聴者：1人

配付資料：

次第

答申書の写し

逗子市総合計画進行管理総括表

資料1 逗子市総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針（案）

資料2 総合計画に係る全体のスケジュール

資料3 基本構想改定・中期実施計画策定スケジュール

資料4 現総合計画の課題に係る基幹計画及び個別計画の所管課ヒアリング結果まとめ

参考1 まち・ひと・しごと創生総合戦略

参考2 逗子市総合計画審議会条例

参考3 逗子市総合計画策定条例

議事概要：

### 1 開会

### 2. 次年度の総合計画の推進に向けて【意見交換】

- 令和2年度分の逗子市総合計画進行管理に係る総合計画審議会の答申に対し、市長から市の見解が提示された。
- 市長の見解を踏まえ、計画の推進全般について、次の意見・質疑応答があった。
  - ・現実施計画期間中は、（仮）自治基本条例の検討を凍結することだが、凍結と中止の違いは何か。  
⇒中止は廃止とほぼ同義であり、事業自体をやらない。凍結は休止と中止の間の位置づけ。

- ・安心安全アクションプランの防犯対策事業における防犯活動団体数は、各自治会・町内会の団体が77あるとのことだが、この数字はどのように拾ったか。  
⇒防犯協会に登録している自治会・町内会数。
  - ・防犯協会に登録している≠実際に活動をしている。実態が伴っていない。  
⇒定量的目標だけでなく、実際に活動をしている方が把握され、評価される仕組みを検討したいと考える。
  - ・責任はあるが権限がない立場があると、組織の横串は上手く機能しない。
  - ・担当の所管を一つ決めてから、他課に呼びかけをしてプロジェクトチームとして事業を行った方がよい。  
⇒市民の様々なニーズに対して、横串を刺して連携して対応していきたい。
- 平成29年11月7日の「総合計画に関する条例等について」の諮問を取り下げた。

### 3. 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について【諮問・審議】

- 総合計画基本構想改定及び中期実施計画策定方針について、諮問をした。
- 令和4年度をもって前期実施計画の計画期間が終了するため、総合計画基本構想の改定及び中期実施計画を策定するに当たり、その方針案について審議を求める諮問を行った。方針案について、資料1をもとに説明を行った。
- 次の意見・質疑応答があった。
  - ・まちづくりに関する市民調査は今後やるのか。無作為抽出2,000人は逗子の人口に対して多すぎるのではないか。  
⇒回収率との兼ね合いがあり、クロス集計等を行うためには、その規模の標本数が無いと難しい。
  - ・総合計画と総合戦略を一体化することだが、違いや共通点は何か。一体化するデメリットはあるのか。  
⇒名称は違えど、人口減少克服と地方創生という目的があれば一体化できると国が示しており、それは逗子市の総合計画においても一体化できると考えている。その意味で、総合戦略も計画の一つのため、実施計画の中に取り込める内容である。デメリットではないが、総合計画は5本の柱から成り、総合戦略は4つの基本目標から成るため、どのように一体化するかを検討する必要がある。
  - ・計画と戦略は用語として、整理しておかないと、議論の際に混乱してしまう。  
⇒総合戦略に関しては、計画と戦略の違いは明確に無い。
  - ・どうして計画と戦略を一本化するのか、根拠を持っている必要がある。
  - ・次の総合計画審議会では何を議論するのかを明確にした方がよい。  
⇒個々に書面で意見をもらい、次の議論につなげていく。

### 3. その他

- 総合計画審議会委員からメール等で意見を集める。その意見を事務局、会長、副会長で検討し、12月22日（水）の第3回会議の資料として議論する。

### 4. 閉会